

佐賀県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成26年1月14日から平成26年2月13日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

佐賀県知事 古 川 康

| 道路の種類<br>及び路線名 | 供用開始の区間   | 供用開始の期日        |
|----------------|---|----------------|
| 県道<br>武雄福富線    | 杵島郡白石町大字東郷字一本松 2367 番 1<br>地先から<br>杵島郡白石町大字福吉字一本黒木 2133 番<br>7 地先まで | 平成 26 . 1 . 20 |